



農業委員・農地利用最適化推進委員とは？

町の農業者を代表し、農地を守る活動を行う人たちのことです。任期は3年間で、応募や各地区・農業団体からの推薦などにより選ばれます。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、次のとおり役割が少し違いますが、同じ使命の下に、両委員で協力しながら業務にあたります。

名称	人 数	業務内容（目的）	総会での議決権	現地活動	業務範囲
農業委員	12人	①担い手への農地利用集積・集約活動 ②遊休農地の発生防止・解消活動 ③新規参入の促進活動 ④農地法に基づく権利移動の許可 ⑤農地転用案件への意見具申 ※④⑤は農業委員のみ行うことが可能	○	○	町内全域の農地
		(意見は可能)	×	○	担当区域内の農地

具体的にどんなことをしているの？

農業委員

法律に基づいて判断を下す「審議のプロ」

月に一度開催される定例総会で、農地の権利移動（所有権移転、貸借権設定など）案件や、農地の転用（田畠を別の地目に変更すること）案件について、許可すべきか審議します。転用については、許可権者である県に対して意見具申などを行っています。



定例総会

農業委員&農地利用最適化推進委員

- 農地パトロールを行い、遊休農地や違反転用農地を確認します。その後、確認した農地を別の人々にあっせんしたり、耕作できる状態に戻すように指導したりします。
- 認定農業者などへの農地の利用集積、経営改善の支援を行います。
- 地域の世話役として農地の売買、貸借、税金、後継者などについて相談相手になります。
- 農業者の声を積み上げた意見の公表、行政への建議、諮詢答申をします。
- 有用農地の確保と有効利用、遊休農地の解消、農地情報などの一元管理をします。
- 新たな農業者年金制度の普及と定着を促進します。



農地パトロール



津田 恵美 会長からのコメント

大津町の豊かな農地は、先人たちが守り抜いてきた大切な宝物です。私たち農業委員会は「農地の守り手」として、意欲ある担い手への農地集積や、遊休農地の解消に全力で取り組んでいます。「農地を貸したい」「新しく農業を始めたい」。そんな皆さんのがんばりをつないでいきます。お気軽にご相談ください。

農業委員会だより

広報おおづ出張版！

●問い合わせ 町農業委員会事務局 ☎096(293)6686



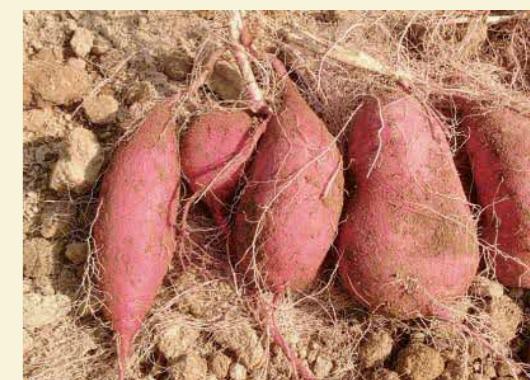
みなさまこんにちは！約3年ぶりの農業委員会だよりの掲載となります。今回は、農業委員会についてご紹介するとともに、皆さまへお知らせしたいニュースをお届けします。

知っていましたか？大津町の約「5分の1」は、農地です。

大津町内には、約2,000ヘクタールもの広大な農地が広がっています。

これは、大津町の総面積のおよそ5分の1。地図を広げると、私たちが暮らすこの町の大部分が、豊かな田畠によって形成されていることが分かります。

この広大な大地と美しい景観、そして特産の「からいも」などの実りを、「農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）」が守っています。



地域の農地を守る「農業委員会」とは？

農業委員会とは、全国の市町村に設置されている行政委員会です。

『農地などの利用の最適化』を使命として、農地法に基づいて農地の権利移動（売買・貸借）の許可や、農地転用案件への意見具申※など、農地に関する事務を執行する『農地の守り手』です。

町の農業委員会は、農業委員12人、農地利用最適化推進委員17人、事務局4人で構成しています。委員名簿は、町ホームページで掲載しています。

※意見具申…町の農業を良くするための意見を行政に伝えること

ホームページは
こちら▼

